

申第34号

「新型コロナウイルスの影響による運転計画の見直し」 に関する申し入れの窓口回答

会社は4月20日、ホームページにおいて「新型コロナウイルスの影響による列車の一部運休及び運転計画の見直し」とした「お知らせ」を行った。これによると、対象期間は4月24日から当面の間とし、運転計画概要として「定期列車の運行を今後も継続」「臨時列車は全て運転を取りやめる」としました。

しかし会社は、J R 東海労に対して具体的な運転計画の見直しなどについて一切説明を行っていません。これは労働組合を軽視した態度と言わざるをえません。

また、職場では8日以降、会社から在宅勤務が指定されている組合員が多く存在しているが、J R 東海労はコロナウイルス感染防止の観点から、全ての職場において可能な限り在宅勤務を行うべきと考ます。

さらに厚生労働省は、妊婦が肺炎に罹った場合は妊娠していないときに比べて重症化する可能性があるとして、各企業に対して妊娠中の女性労働者への配慮を要請しています。会社は妊娠中の女性社員に対して、万全の新型コロナウイルス感染防止策を取るべきであると考え、4月23日、会社に申し入れをして、5月8日に窓口回答を受けました。

申し入れ内容と回答は、以下の通りです。

記

1. 「運転計画の見直し」について、なぜ労働組合に説明しないのか明らかにすると共に、具体的な「運転計画の見直し」を労働組合に説明すること。

【回答】

今回の運転計画の見直しは、新型コロナウイルスの感染状況等を踏まえた緊急かつ過度的な取扱いであり、通常、地方で説明しているダイヤ改正とは全く異なるものである。

2. 「定期列車」と「臨時列車」の区分を明らかにすること。また、「季節列車」の区分があるのかを明らかにすること。

【回答】

4月24日以降、乗務員や保守要員の感染リスクを低減させることで、輸送の確保を目的として、東海道新幹線の運行列車のうち、定期列車については、

引き続き運行を継続し、ご利用の多い日や時間帯に運行を設定している臨時列車については、全て運転を取りやめることとした。大まかな内訳は8割が定期列車で、残り2割が臨時列車に相当する。季節列車は、臨時列車と同じく、必要に応じ運転する列車であり、運転を取り止めている。

なお、緊急事態宣言が延長されたことも踏まえ、今後も安定した輸送をお客様に提供し続けるため、5月11日以降の東海道新幹線の運転計画を一部見直すこととした。

3. 「運転計画の見直し」により運休となる新幹線と在来線の全列車を明らかにすること。

【回答】

運休となる列車については、新幹線・在来線ともに、会社のホームページにて詳細に公開しているので、そちらを参照されたい。

4. 「運転計画の見直し」により在宅勤務となる新幹線と在来線の行路および、人数を運輸区所毎に明らかにすること。

【回答】

当社は指定公共機関としての社会的使命を果たし続けるために、事業継続性を維持する観点から必要な措置を取っており、在宅勤務は、その措置の一つである。感染拡大防止の観点から、今後も必要に応じて適切に指示していく。

なお、運転計画の見直しにより乗務が不要となった分については、在宅勤務指定数は、様々な状況によるため一概には言えない。

5. 「運転計画の見直し」が車両運用および、車両検査計画、業務量の増減にどのように波及するのか具体的に説明すること。必要となる車両数が減少するのであれば、検査計画等の見直しを行ったうえで、コロナウイルス感染症の感染防止の観点から車両関係社員の在宅勤務の拡大を行うこと。

【回答】

新幹線については、5月11日以降、更に運転本数が減少することに伴い、以下の通り計画している。

- ・ 車両運用については、基本運用を運転休止とし、全て臨運用で計画を行っている。
- ・ 仕業検査については、運転本数減に伴い、検査本数が減少する。(大井・鳥飼) 一方で、トヤ起こしが発生する。
- ・ 交番検査については、運転本数減に伴い、5月は稼働日を運用調整日に3日間変更した。6月以降の体制は今後の状況も踏まえながら検討していく。
- ・ 修繕作業については、運転本数減に伴い、一部の業務を縮小することを

考えている。

- ・台車検査・全般検査については、直近の計画変更はないが、運転本数の減及び今後の状況を注視しながら、検査計画を検討していく。

- ・自宅勤務については、各職場において適切に指定していく。

在来線については、新幹線ほどの運休は計画しておらず、現時点で検査体制を見直す考えはない。

6. 非現業・現業の日勤職場や乗務員職場だけでなく全ての職場においても、安全を確保した上で業務を見直し、コロナウイルス感染症の感染防止の観点から在宅勤務の拡大を行うこと。

【回答】

当社は指定公共機関としての社会的使命を果たし続けるために、事業継続性を維持する観点から必要な措置を取っており、自宅勤務は、その措置の一つである。感染拡大防止の観点から、今後も必要に応じて適切に指示していく。

7. 「運転計画の見直し」による運休や業務の見直し等で在宅勤務が指定された場合は、4月8日に遡って、所定の勤務に就いていれば支給された「夜勤手当」「準夜勤手当」を支給すること。

【回答】

夜勤手当、準夜勤手当は、賃金規程にて支給条件が定められており、実際に勤務していない時間に対して、支給する考えはない。

8. あらためて「在宅勤務」が指定された日に対して、保存休暇の取得を認めること。

【回答】

保存休暇は付与条件が決まっており、条件に該当する場合、社員からの申請に基づいて付与している。なお、「日勤（自宅）」に対して年休を取得することは妨げない。

9. 厚生労働省は各企業に対して「妊娠中の女性労働者などへの配慮について」として「有給の特別休暇制度の導入」「テレワークや時差出勤の積極的な活用の促進」などを実施するよう求めている。会社として上記を実施しているのか明らかにすること。また、実施していない場合は早急に実施すること。

【回答】

当社は指定公共機関としての社会的使命を果たし続けるために、事業継続性を維持する観点から必要な措置を取っている。なお、時差出勤については、本社等の間接部門の社員に対して実施している。

以 上